

# **第 4 期大洗町地域福祉計画**

**【令和 8 年度～令和 10 年度】**

令和 8 年 3 月

大洗町

～～目次～～

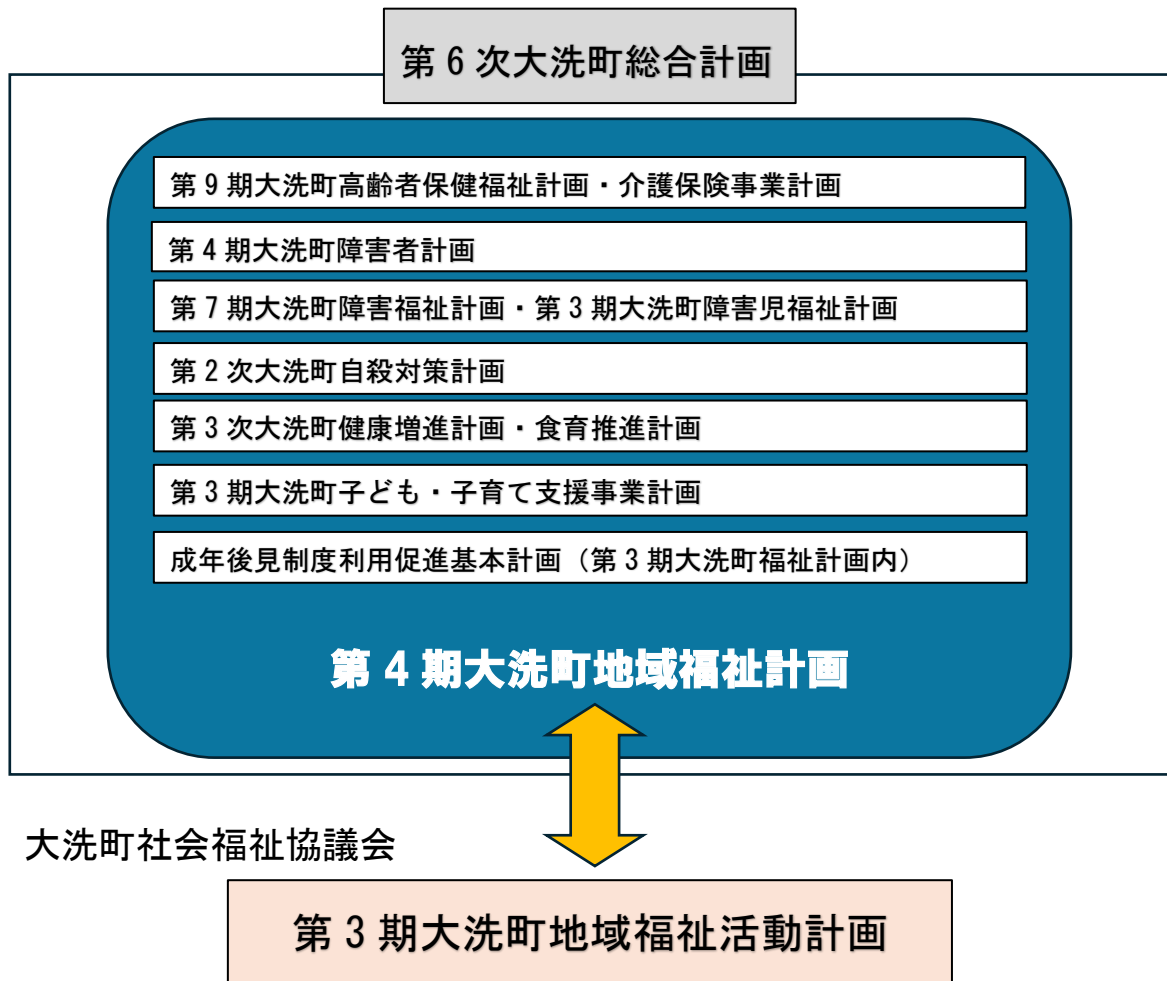
1	計画の趣旨	1
2	計画期間	2
3	基本理念と基本目標	3
	基本目標1 安全・安心して暮らせるまちづくり	4
	大洗町障害者基幹相談支援センターの開設	7
	基本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり	8
	大洗町再犯防止計画	10
	基本目標3 支え合い・ふれあいのあるまちづくり	11



## 1 計画の趣旨

「第4期大洗町地域福祉計画」は、第6次大洗町総合計画を上位計画として位置づけ、「誰もが“わがこと”の意識をもつことで地域内の課題を解決することができるまちづくり」に向けて各施策に取り組みます。

本計画では、第3期計画の基本理念と各施策を継承しつつ、新たに「大洗町再犯防止計画」や「大洗町障害者基幹相談支援センター」を記載しています。



\* 「地域福祉計画」は社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するもので、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにするものです。

\* 「地域福祉活動計画」は社会福祉法第109条の規定により、社会福祉協議会が住民やボランティア、NPO法人、福祉事業所等と連携しながら福祉課題の解決を目指し、地域福祉を推進するための行動計画です。

## 2 計画期間

本計画は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 10 年（2028 年度）までの 3 年間とします。また、本地域福祉計画は、地域福祉の観点から総合的・横断的にとりまとめたものであり、町総合計画を補完する骨子としての性格を有していることから、次期の町総合計画（後期計画）と始期・期間を合わせ、令和 11 年度以降は一体化します。

	令和 3～6 年度 (2021～2024)	令和 7～10 年度 (2025～2028)	令和 11～14 年度 (2029～2032)
第 6 次大洗町 総合計画	前期計画	中期計画	後期計画
大洗町 地域福祉計画	第 3 期 (令和 3～7 年度) 5 年間	第 4 期 (令和 8～10 年度) 3 年間	第 6 次総合計画における政策 1 「住民の命と生活を守るま ちづくり」へ格納

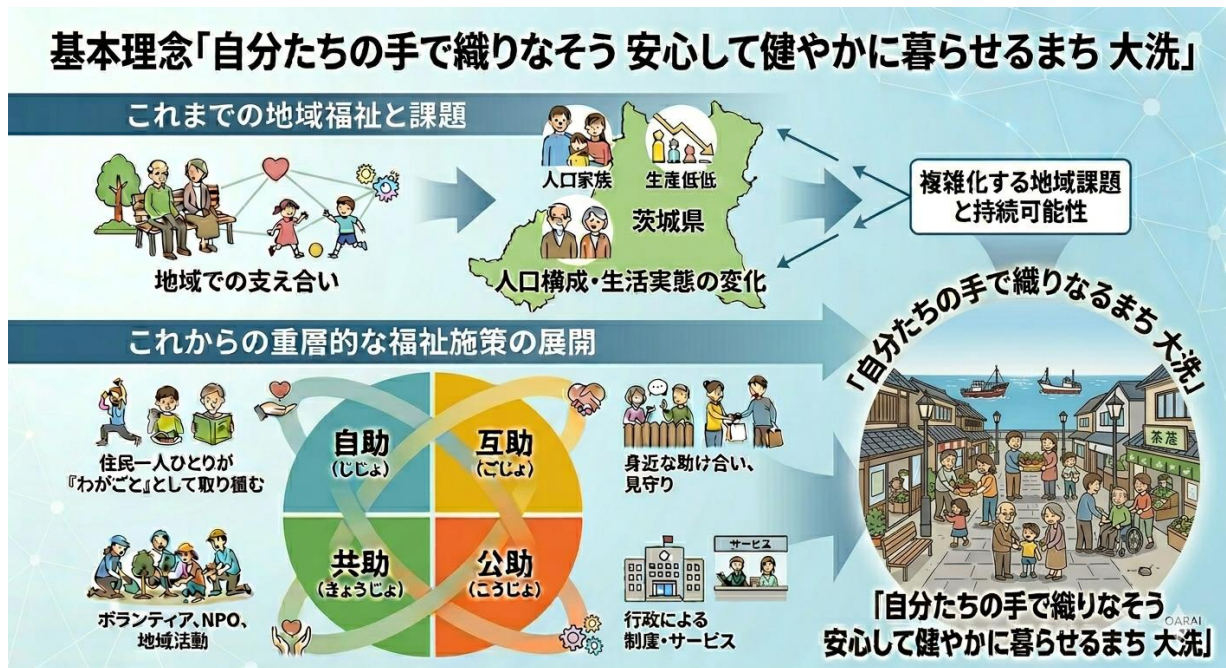
### 3. 基本理念と基本目標

#### 基本理念

「自分たちの手で織りなそう 安心して健やかに暮らせるまち 大洗」

地域での支え合いのもと、住み慣れた地域で自分らしく生きていくことが出来る地域社会を目指し、地域福祉を推進してきました。しかしながら、人口構成や住民の生活実態の変化に伴い、住民一人ひとりが行政に頼るだけではなく「わがごと」として地域課題に向き合い「自助」「互助」「共助」「公助」を踏まえた重層的な福祉施策を展開していく必要があります。

これらを踏まえ、引き続き第3期計画の基本理念と目標を掲げ、地域共生社会の推進に努めます。



## 基本目標 1 安全・安心して暮らせるまちづくり

(総合計画 1-5 地域福祉の推進)

**助け**を必要とする人が適切な支援を受けられるよう重層的な支援体制の強化に努めます。また、成年後見制度や災害時対応を通じて、地域で安心して暮らせる体制づくりを目指します。前期(第3期)計画で定めた各施策を継続します。

施策 1 地域ぐるみでの防災・防犯体制の構築	
避難行動要支援者の把握と安全確保、関係機関や社会福祉施設との連携強化、住民の防災・防犯意識向上により、地域の防災・防犯体制を強化します。	
町が行う主要な取組	担当課
避難行動要支援者対策の推進	【福祉課・生活環境課】
要支援者名簿等を更新し、地域での避難支援体制を強化します。	
防災意識の高揚と地域防災力の向上	【生活環境課】
地域防災計画の充実を図るとともに迅速な避難体制が行える計画策定に取り組み、総合的な防災対策を推進するとともに、防災士の養成や広報紙・ホームページ・ハザードマップによる啓発を通じて、地域と家庭の防災力向上を図ります。	
災害時の情報伝達体制の強化	【生活環境課・秘書広報課】
防災無線等だけでなく町の SNS 等も活用し、災害時の情報伝達体制を強化します。	
福祉避難所の充実	【福祉課・生活環境課・健康増進課】
福祉避難所や関係施設との連携強化により要配慮者の避難環境を充実します。	
災害ボランティアセンターの設置・運営に係る支援	【福祉課・生活環境課】
社会福祉協議会が設置・運営等をする災害ボランティアセンターの運営を支えるため、財政支援・人材育成・意識啓発を行います。	
地域における防犯体制の強化	【生活環境課】
多様な媒体を通じて、防犯や交通事故防止に向けた啓発・情報提供を行うとともに、防犯パトロール活動の充実を図るなど、防犯・交通安全に関する啓発と地域活動を強化します。	

施策 2 権利擁護の推進	
成年後見制度の活用や虐待防止、自殺対策を通じて、権利擁護を図り、誰もが地域で尊厳をもって安心して暮らせる支援体制を整備します。	
町が行う主要な取組	担当課
成年後見制度の利用促進	【福祉課】
見守り活動等で支援が必要な人を早期発見し、近隣自治体と連携し成年後見制度の普及や市民後見人の養成を進めるとともに、申立て支援や費用助成の拡充により制度利用を促進します。	

虐待防止・DV 対策の充実	【福祉課・こども課・学校教育課】
学校や病院、児童相談所との連携により虐待を受けた児童生徒の発見・保護体制を強化するとともに、DV や高齢者・障害者虐待への通報対応や相談体制を充実します。	
自殺対策の推進	【健康増進課】
自殺対策計画に基づき、ネットワーク構築、人材育成、住民への意識啓発を推進します。	
成年後見制度の利用促進に係る整備体制 (成年後見制度利用促進基本計画)	【福祉課】
近隣市町村と連携した成年後見制度の地域連携ネットワークと中核機関を整備するとともに、多様な媒体による周知や学習会の実施、相談対応を通じて成年後見制度の理解と利用を促進し、市民後見人の活動支援や日常生活自立支援事業からの移行支援、チームによる継続的支援を行います。	

<b>施策3 総合的な相談支援と情報提供の充実</b>	
関係機関との連携を強化し、困難を抱える人への切れ目のない相談支援体制を整備するとともに、広報紙やホームページ、パンフレット、SNS など多様な媒体で必要な情報を発信します。	
町が行う主要な取組	担当課
包括的な相談支援体制の構築	【福祉課・関係各課】
複合的な問題へ対応するため、関係機関との連携強化を図り、包括的・総合的な相談体制の構築を推進します。	
ひきこもり対策の推進	【福祉課・健康増進課】
茨城県ひきこもり相談支援センターや茨城県中央保健所等関係機関と連携し、ひきこもり等の実態把握と相談体制の強化、社会参加支援を行います。	
福祉サービス等に関する相談・情報提供体制の充実	【福祉課・こども課】
大洗町地域包括支援センターや大洗町こども家庭センター（こども・子育て世代）、大洗町障害者基幹相談支援センター（障害者・令和8年4月開設）等の周知・利用促進と窓口連携による相談体制づくりを進めるとともに、町広報誌やホームページ、パンフレット等多様な媒体で情報発信の充実を図ります。	
専門知識を持つ人材の確保	【福祉課・こども課・健康増進課】
研修や情報共有を通じて職員の能力向上を図り、迅速かつ横断的に対応できる相談体制を確保します。	

施策4 福祉環境の充実	
高齢者・障害者・子ども等のニーズに応じたサービス基盤を整備するとともに、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点で誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。	
町が行う主要な取組	担当課
ニーズに合った各種福祉サービス提供体制の充実	【福祉課・こども課】
高齢者分野では介護保険制度に基づくサービス選択のための情報共有体制整備と介護サービス事業所等のネットワーク構築、障害者分野では障害福祉サービスの提供と基盤整備、子育て分野では大洗町こども家庭センターを拠点とした妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を推進します。	
誰もが快適なまちづくり	【都市建設課・関係各課】
バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、道路・歩道や公共施設の整備を行い、人にやさしいまちづくりを推進します。	

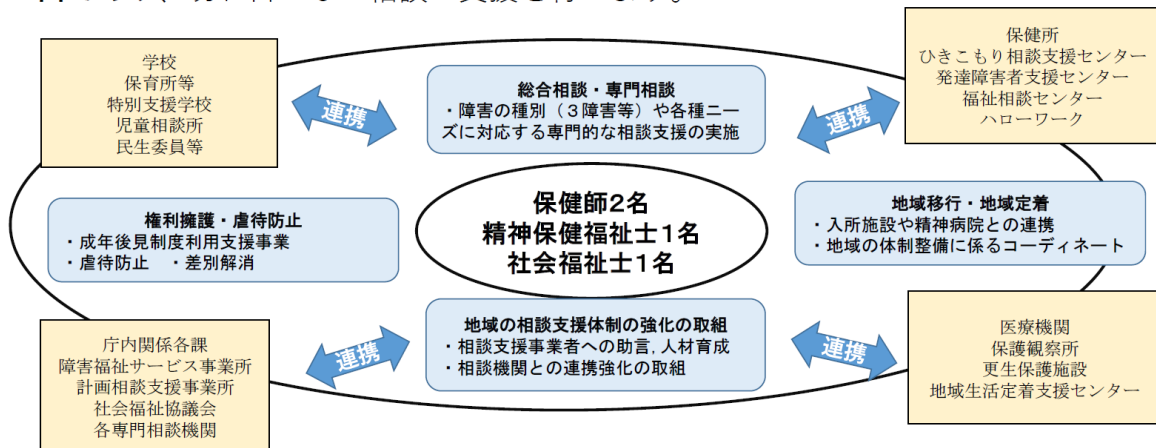
## 大洗町障害者基幹相談支援センターの開設（令和8年4月1日より）

### ○計画の位置づけと役割

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第77条の2第2項において、「市町村は基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする」とされており、設置後は障害のある人が地域で生活するため、各種制度やサービスの利用・申請の援助等を行う総合的な窓口となり、切れ目のない相談・支援を行います。

## 大洗町障害者基幹相談支援センターの体制

○令和8年4月に開設予定の大洗町基幹相談支援センターは、障害のある人が地域で生活するため、各種制度やサービスの利用・申請の援助等を行う**総合的な窓口**であり、切れ目のない相談・支援を行います。



## 基本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

(総合計画1-7 高齢者支援の充実・1-3 安心して暮らせるまちづくりの推進)

住民の社会参加と健康づくりを促進し、孤立防止や生きがい・健康の向上を図るとともに、生活に不安を抱える人が地域で自立して暮らせるよう包括的な支援体制を構築します。前期(第3期)計画で定めた各施策を継続するのとあわせ、施策2「自立した生活の支援」に、新たに「大洗町再犯防止計画」を盛り込みます。

施策1 地域における健康づくり、介護予防の推進	
健康診査の受診率向上を図るため、受診しやすい体制と情報発信を強化し、結果に基づく指導・相談や健康・介護予防の学習機会を確保します。	
町が行う主要な取組	担当課
健康づくりの推進	【健康増進課】
がん対策や循環器疾患、生活習慣病等対策の推進や、生活習慣病の重症化予防を重点分野と位置付けた健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。	
介護予防の推進	【福祉課】
介護予防やフレイル対策の啓発を推進し、高齢者の主体的な予防行動を促進するとともに、各種健康診査や保健指導の充実により心身の状態把握を進め、その結果を介護予防や重度化防止に活用します。あわせて、世代や職種を問わず認知症予防に関する正しい理解の普及・啓発を図ります。	

施策2 自立した生活の支援	
生活困窮者の自立支援を強化するとともに、再犯防止計画に基づく取組を推進し、安全・安心な地域づくりを目指します。	
町が行う主要な取組	担当課
経済的助成制度の周知・適正利用の促進	【福祉課・こども課・学校教育課】
低所得者の状況把握を行い、就学助成や各種手当、生活保護制度などの経済的助成事業の周知を図るとともに、茨城県福祉相談センターや大洗町社会福祉協議会と連携し、適正な利用を促進します。	
生活困窮者・子どもの貧困への対応	【福祉課・こども課】
相談窓口を設置し、生活状況が深刻化する前の段階から各種経済的助成事業に関する総合的な相談・支援を行うとともに、茨城県福祉相談センター等と連携し、相談事業の質の向上を図ります。あわせて、経済的理由や家庭環境により学習機会に恵まれない子どもに対し、茨城県が実施する学習サポートや進路・生活相談の取組を支援します。	

再犯防止の推進	【福祉課、関係各課】
<p>福祉的支援を要する犯罪・非行経験者に対し、茨城県地域生活定着支援センター等と連携して円滑なサービス提供を図り社会復帰を支援するとともに、水戸保護観察所等の関係機関と連携し、再犯防止や更生への地域理解の促進に努めます。</p> <p>また再犯防止計画を策定し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し再犯を防ぐことで地域の安全を高めます。</p>	

<p>施策3 社会参加・生きがいづくり</p>	
<p>生きがい活動や高齢者クラブ等を支援し、就労・社会奉仕・趣味・学習など多様な活動機会を充実させることで、誰もが地域で生きがいを持って暮らせる地域を目指します。</p>	
町が行う主要な取組	担当課
高齢者の生きがい・社会参加の促進	【福祉課・こども課・生涯学習課】
<p>高齢者の生きがい活動を支援し、生涯学習・社会参加・多世代交流・地域貢献の機会を拡充するとともに、大洗町シルバー人材センターへの支援による就労機会の確保や、高年者クラブの活動支援を行います。</p>	
障害者の社会参加の促進	【福祉課】
<p>地域イベントやスポーツ・レクリエーション活動への参加支援を行い、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、日中活動や就労の場の提供などの支援を行います。</p>	

## 大洗町再犯防止計画

### ○計画の位置づけと理念

「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）の成立・施行により「誰一人取り残さない」社会の実現にむけ再犯防止に関する取り組みを、国・県・町・民間が一体となって推進するため、再犯防止計画の策定が努力義務化されています。

再犯を防止するためには、指導等を行うだけでなく、住居・就労の確保、保険医療の提供など、生活を立て直すため、福祉の面からも併せて支援を行うことが必要です。

行政サービスだけではなく、生活する地域の住民等の理解や支援も必要となります。「大洗町地域福祉計画」と一体なものとして「大洗町再犯防止計画」を策定し、地域福祉に関する取り組みとして推進し、誰一人として孤立することのない地域社会の実現を目指します。

### ○取組内容

国の「再犯防止推進計画」及び「茨城県再犯防止推進計画」に基づき、本町の実情に応じた再犯防止対策を推進します。地域福祉計画との一体的な施策の推進体制の整備を図り、誰一人取り残されず、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指します。

(1) 就労、居住の確保
・更生保護に従事する町保護司会や専門家等と連携をして就労支援に努め、自立促進を図ります。
・安定した生活を送るため住居の確保は、再犯防止を図るうえでも重要です。適切な住居を確保することが困難な場合は、相談支援を行います。
(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援
・生活保護世帯・生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援並びに保護者への相談支援を行います。
・罪を犯した後、自立した生活を営むことが困難な高齢者や障害のある方、薬物依存者等の保健医療や福祉の支援を必要とする方等が、地域において生活できるよう適切なサービスが利用できるよう支援します。
(3) 広報・啓発活動の推進
・町保護司会・更生保護女性会と連携、協力し、青少年はもとより一般町民を対象に、非行・薬物乱用防止についての意識高揚と正確な知識の普及、啓発活動を行います。
・罪や非行を犯した方たちが社会において孤立することがないように、地域の理解と協力を得ることを目的とした「社会を明るくする運動」においては、関係機関と連携・協力し、広報や啓発活動を行います。

## 基本目標3 支え合い・ふれあいのあるまちづくり

(総合計画1-5 地域福祉の推進)

地域福祉推進のため、幅広い世代への啓発や福祉教育を充実させるとともに、住民が助け合い・支え合いの担い手として地域活動やボランティアに参加しやすい環境を整えます。前期(第3期)計画で定めた各施策を継続します。

施策1 地域福祉の意識づくり	
地域福祉への関心を高めるため、多様な媒体を通じての情報発信や各種イベントによる啓発を行い、福祉を学び体験できる機会を通じて担い手育成と住民同士の理解促進を図ります。	
町が行う主要な取組	担当課
啓発・広報活動の推進	【福祉課】
障害者の自立と社会参加を促進するため、地域イベントやスポーツ・レクリエーション活動への参加支援を行うとともに、日中活動や就労の場の提供などの支援を行います。	
福祉教育・学習の推進	【福祉課・学校教育課】
学校における体験学習や体験ボランティアなどの福祉教育を推進するとともに、学校行事や日常の教育活動において特別支援学級と通常学級の交流及び共同学習を促進します。	
相互理解の推進	【福祉課】
高齢者や障害者、外国人、性的マイノリティなど多様な人々が特別視されることなく社会で普通に生活できるよう、正しい理解と認識の普及による住民意識の醸成を図ります。	

施策2 地域における支え合い、見守り体制の充実	
住民同士の見守りと関係機関の連携を強化し、制度だけでは対応できない課題にも対応できる支え合いの体制を構築し、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。	
町が行う主要な取組	担当課
住民主体での支え合いの推進	【福祉課】
住民が主体的に地域課題を把握し解決に取り組める環境整備を進めるため、関係団体等と連携を強化し、課題解決活動を支援します。	
民生委員・児童委員等との連携	【福祉課・こども課】
民生委員による、ひとり暮らしの高齢者等への訪問活動を実施するとともに、関係機関と児童委員、主任児童委員が連携し支援が必要な児童の早期発見、見守り活動につなげます。	
見守り体制の充実	【福祉課】
高齢者・障害者・生活困窮者など支援を必要とする人への見守りが適切に行われるよう、民生委員・児童委員等関係団体との連携を強化します。	

施策3 ボランティア活動の支援、活性化	
<p>情報提供や講座の開催によりボランティア参加を促進するとともに、活動場所の提供や助成、相談対応を通じてボランティア団体の活動を支援します。</p>	
町が行う主要な取組	担当課
社会活動情報の提供拡充	【福祉課】
<p>多様な媒体を活用し、ボランティア活動や社会活動、地域活性化につながる情報を迅速かつ広く発信します。</p>	
ボランティア活動の活性化支援	【福祉課】
<p>地域福祉や生涯学習に取り組むボランティア団体に対し、活動の場や情報提供などの支援を行い活動の活性化を図るとともに、新たに活動を始める住民や団体への助言・情報提供を実施します。あわせて、大洗町社会福祉協議会と連携し、小中学生や保護者に対するボランティア活動の機会の提供を行います。</p>	

施策4 関係機関との連携強化	
<p>町と大洗町社会福祉協議会が一体となって地域福祉を推進します。また、民生委員・児童委員や地域福祉団体が活動しやすい環境づくりに努めます。</p>	
町が行う主要な取組	担当課
社会福祉協議会への活動支援と連携強化	【福祉課】
<p>大洗町社会福祉協議会を地域福祉の中核組織として位置付け、活動支援と連携強化を図るとともに、定期的な会議を通じて情報共有を行います。</p>	
民生委員・児童委員への支援	【福祉課】
<p>民生委員・児童委員の認知度向上に取り組み、各地区への適正配置と活動しやすい環境づくりを進めるとともに、研修会や情報提供を通じて住民の多様な相談に的確に対応できるよう支援します。</p>	
福祉活動への支援	【福祉課】
<p>大洗町社会福祉協議会と連携し、地域で福祉活動を行う個人・団体を支援するとともに、社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」を推進するため活動支援を行います。あわせて、高齢者等が必要とするサービスの状況把握やインフォーマルサービスの情報収集を進め、住民や民間事業者による相互協力・支援体制の構築を目指します。</p>	